

## 仙台市地球温暖化対策推進計画の改定方針について

### 1. 改定の方向性

- ・杜の都環境プランで掲げる「低炭素都市・仙台」に「災害に強いまちづくり」の視点を加える。
- ・杜の都の良好な自然環境をまちの低炭素化に生かす。
- ・化石資源に過度に頼らない、持続可能な社会をつくるための具体的な施策展開をめざす。

- ・震災の経験から、エネルギーの重要性、有限性を改めて認識。
- ・持続可能なライフスタイルと災害に負けない暮らしを実現するため、3E（省エネ・創エネ・蓄エネ）をより一層推進していく必要がある。
- ・快適な暮らしを支え文化を育んできた「杜の都」は、本市の重要な都市個性であるとともに、気候変動の緩和や適応においても重要な機能を有している。
- ・「杜」を守り育むことで「杜の都」ならではの強みや恵みを享受できるよう、施策を推進していくことが必要である。

### 2. 改定方針

改定方針 1：基準年を 2010 年(H22 年)、目標年(期間満了)を 2020 年(H32 年)とする。

- ・震災後の状況変化を踏まえた計画として新たに策定し目標を持つことから、震災前との比較をし、方向性を明確に示すことで、市民の理解を得て進めていく。
- ・目標年（期間満了）は、杜の都環境プランとの整合を図る。

改定方針 2：国の最新情勢などをふまえ、温室効果ガス削減目標を改めて設定する。  
エネルギー消費量など、施策と結びつけることが可能で、市民が効果を実感できる指標を新設する。

- ・平成 27 年 11 月 30 日～12 月に開催予定の COP21（パリ）へ提出した日本の約束草案や、長期エネルギー需給見通しなどを反映させる。
- ・温室効果ガス排出量は、排出係数（電源構成比）等の影響を受けるため、市民や事業者が対策効果を実感できないおそれがある。
- ・施策推進状況を反映する指標を併せ持つことで、市民・事業者の理解を得ながら効果的に施策の推進をはかる。

改定方針 3：平成 22 年度改定中間案の施策体系を生かし、震災後の状況変化や最新の情報・知見をふまえて施策体系を見直し、改めて市民・事業者・専門家等の審議や意見聴取を経て改定する。

- ・平成 22 年度改定中間案は環境審議会・専門部会の審議やパブリックコメントを経てまとめたものであり、その経過を踏まえる。
- ・震災後に電源構成、技術動向、法や助成制度、市民意識などの状況が変化しており、今後、国において地球温暖化対策計画や適応計画の策定等が予定されている。